

# お 知 ら せ

平成27年9月

## 総合評価一般競争入札（清掃・警備業務）に係る改正等について

平成27年10月1日以降に公告する案件から、以下のとおり見直しを行いましたのでお知らせいたします。

### I. 低入札価格調査制度における調査基準価格の見直し

調査基準価格の算定基準において、品質の確保及び適正な競争性の確保の観点から、直接業務費の乗率を「0.85」から「0.90」に引き上げました。

別添：「〔改正後〕清掃・警備業務委託に係る調査基準価格の設定について（計算式）」を参照してください。

### II. 低入札価格調査制度における失格判断基準の設定

低入札価格調査制度をより効果的に運用するため、適正な履行を確保するための審査を一層厳格に行う必要があることから、失格判断基準を設定しました。

別添：「低入札価格調査制度における失格判断基準について」を参照してください。

### III. 総合評価制度における技術評価「地域社会貢献度」の配点の見直し

積極的な地域社会貢献活動を一層促進するため、地域社会貢献度の配点の見直しを行いました。

各発注案件毎に添付されている「評価項目等に関する調書」及び「技術提案書作成要領」をご覧ください。

<地域社会貢献度> 次の ~ の実施項目数により加点します。

障がい者への就労支援活動（複数の活動の提出可）

（例）障がい者就労支援

その他（上記以外で に該当する）の取組

防災活動の取組（複数の活動の提出可）

（例）災害時における支援体制

その他（上記以外で に該当する）の取組

環境美化活動等（ごみ拾い、除草等）（複数の活動の提出不可）

その他社会貢献活動とみなすことができる活動（複数の活動の提出可）